

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営のグローバル化と価値観の多様化が進むなかで、企業の社会的責任を自覚し、顧客をはじめとするステークホルダーから信頼を得て、経営情報の開示（経営の透明性の確保）、経営のチェックシステム、公平で透明な競争ルール等の確立を推進し、健全かつ効率的で競争力のある企業として持続的な発展を目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
白井商事株式会社	2,026,000	14.50
シライ電子工業従業員持株会	851,300	6.09
株式会社りそな銀行	408,000	2.92
白井 総	391,400	2.80
白井 治夫	378,480	2.71
白井 由香	370,400	2.65
任天堂株式会社	336,000	2.40
京都中央信用金庫	200,000	1.43
住友ベークライト株式会社	192,000	1.37
SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB FOR SEB UCITS V-SWEDISH RESIDENTS (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	150,600	1.08

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上中 康司	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上中 康司	○	独立役員に指定しております。	金融機関や証券会社における業務経験で培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として当社経営に対して助言やご指摘をいただけるものと判断いたしました。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、独立役員としての独立性・客観性を十分確保されていると判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

期首に監査役・会計監査人との間で、当期の監査方針及び計画に対する調整を行うとともに、決算期毎に会計監査における報告会及び棚卸資産の実査等における意見交換会を行っております。

また、必要に応じて内部統制に関する課題について情報交換を行い、その改善に努めております。内部監査部門は、内部統制評価制度に対して自部門を中心とするグループJ-SOX推進委員会を設立し、監査役にその活動を適宜報告し、意見交換して活動の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
五宝 滋夫	他の会社の出身者													
大橋 正彦	他の会社の出身者							△			△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
五宝 滋夫	○	独立役員に指定しております。	他社の監査役を歴任されたことなどによる優れた見識・経験を当社の監査体制に活かし、かつ、客観的な立場から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
大橋 正彦		---	金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、実務及び専門的見地からの監査が期待でき、かつ、客観的な立場から社外監査役としての職務を適切に遂行していただくと判断いたしました。

独立役員関係

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、長期的な視点で経営を行っており、短期的な業績に連動するインセンティブは、経営の質を落とすリスクが大きいとの認識から、導入には至っておりません。ただし、将来においてなんらかのインセンティブ導入の可能性は排除しておらず、今後につきましても引き続き内外の経営環境を注視しながら、最善の判断をまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

2019年3月期 総額111百万円
2018年6月27日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名(うち社外取締役1名)を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等に関しましては、1991年6月27日開催の定時株主総会において取締役の報酬限度額は月額40百万円以内、1990年6月28日開催の定時株主総会において監査役の報酬限度額は月額3百万円以内と決議されております。
当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、取締役及び監査役の役員報酬につきましては、株主総会の決議により取締役及び監査役の月額報酬限度額の総額を決定しております。
また、個々の取締役及び監査役の役員報酬額につきましては、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することとし、職責に見合う報酬水準、報酬体系となるよう設計することを基本方針としております。
この基本方針に基づき、取締役会より一任された代表取締役社長が、取締役の役割と責任及び業績に報いるに相応しい額を総合的に勘案し、各取締役の報酬額を決定しております。
なお、当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、2018年6月27日の取締役会において、取締役の報酬等の額の決定について代表取締役社長に一任することを決議しております。
監査役の報酬につきましては、監査役全員の協議の上、監査役会にて決定しております。
なお、当社の役員報酬は固定報酬のみで構成されております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

取締役会ならびに監査役会開催の都度、原則として事前に関係書類を配布するほか、適時社内通知等の配布をするなど情報伝達に努めております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
----	-------	------	---------------------------	--------	----

白井 治夫	名誉顧問	・知識・経験に基づく助言 ・社会貢献活動等(経営非関与)	非常勤、報酬有	2009/6/26	有り
白井 総	会長	・知識・経験に基づく助言 ・業界団体活動等(経営非関与)	常勤、報酬有	2012/6/28	有り
小島 基昭	相談役	・知識・経験に基づく助言 ・業界団体活動等(経営非関与)	常勤、報酬有	2018/6/27	有り

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

3名

その他の事項

- ・代表取締役社長等を退任した者を顧問、相談役等に選任する場合は、取締役会において決定しております。
- ・「元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等」における、白井治夫氏及び白井総氏における「社長等退任日」には、当社の代表取締役会長の退任日を記載しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 企業統治の体制の概要

取締役会は、定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会においては必要に応じて随時開催し、会社法等で定められた事項及び経営に関する重要事項を審議、決議するとともに、業務執行の状況を監督しております。有価証券報告書提出日現在8名の取締役(内1名社外取締役)で構成され、議長は代表取締役社長 小谷峰藏、メンバーは、取締役の山中尊夫、亀井正巳、福留雅己、宮崎信、曾我義治、大塚昌彦、上中康司(社外取締役)であります。また、監査役の村上純一、五宝滋夫(社外監査役)、大橋正彦(社外監査役)は取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べております。

監査役会は、毎月1回また必要に応じて随時開催し、監査方針の決定、会計監査人からの報告聴取、取締役等からの営業報告聴取等を行うとともに、重要会議の審議状況や監査結果等について監査役相互に意見・情報交換を行い、監査の実効性の確保に努めております。有価証券報告書提出日現在3名の監査役(内2名社外監査役)で構成され、議長は監査役 村上純一、メンバーは五宝滋夫(社外監査役)、大橋正彦(社外監査役)であります。

経営会議は毎月1回開催し、各審議事項について審議し迅速かつ戦略的な経営の意思決定に活かしております。有価証券報告書提出日現在7名の取締役で構成され、主宰は代表取締役社長 小谷峰藏、メンバーは、取締役の山中尊夫、亀井正巳、福留雅己、宮崎信、曾我義治、大塚昌彦であります。また、監査役の村上純一は経営会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べております。なお、関係者の出席として、関係部門の本部長及び部長クラスの役席者が経営会議に出席しております。

グループJ-SOX推進委員会は、内部統制の基本的計画に沿った内部統制に係る実務を運営、管理する目的で設置される機関であり、取締役会において設置が決定されております。必要に応じて委員会を随時開催し、基本的計画に基づいた施策を立案・議決・実施し、且つ必要に応じてその状況を取締役に報告しております。また、財務諸表の信頼性に関わるプロセスのリスク評価及び統制の充実を図っております。委員長は取締役経営管理担当 福留雅己、構成部署は当社内部監査室及び連結子会社である白井電子科技(香港)有限公司の内部監査室であります。その他、顧問契約を結んでいる法律事務所から適宜、法律問題全般についての助言と指導を受け、法令遵守に努めております。

2. リスク管理体制の整備の状況

月次開催する経営会議において、当社グループを取り巻く重要なリスク及びその対応状況を把握共有しております。また、各関係会社や部門を横断的に繋げる委員会、プロジェクト等においてもリスク管理を行っており、グループ全体でリスク管理の実効性を高めるよう改善を図っております。また、グループJ-SOX推進委員会において、内部統制評価制度の対応をしております。

3. 内部監査及び監査役監査

内部統制システムの充実を図るため、代表取締役社長直轄部門として内部監査室を独立させ必要な監査及び調査を計画的・定期的に実施しております。専任者是有価証券報告書提出日現在3名ですが、必要に応じて監査役や本社管理部門、ISOマネジメントシステム(環境・品質)の管理責任者及び内部監査員と情報交換を実施し、監査の有効性の向上を図っております。

監査役監査は、株主総会や取締役会をはじめとした重要会議への出席や事業場への往査等を通じ、実効性のあるモニタリングに取り組むとともに、取締役の職務執行を監査しております。なお、監査役監査の組織は、常勤監査役1名、監査役(社外監査役)2名であります。なお、監査役(社外監査役)の内1名は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。

会計監査人であるPwC京都監査法人とは、必要の都度情報交換を行うことにより連携を保っております。

4. 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

(1) 社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針の内容

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を参考に、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

(2) 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役においては、取締役会への出席のほか、他の取締役や監査役との随時の会合を通じて内部監査、会計監査についての結果並びに内部統制の運用状況等について、情報を得られる体制としております。

社外監査役においては、監査役相互の情報共有、効率的な監査、コーポレートガバナンスの維持強化のため監査役会にて協議し、経営状況のチェック及び監査役相互の意見交換を行うとともに、取締役会と監査役会への出席のほか、定期的及び随時に常勤監査役、内部監査室及び会計監査人と、情報の共有と意見交換を行っております。

5. 会計監査の状況

当社はPwC京都監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

2019年3月期において会計監査業務を執行した公認会計士及び会計監査業務にかかる補助者の構成は以下のとおりであります。

指定社員 業務執行社員 田 村 透

指定社員 業務執行社員 江 口 亮

公認会計士 2名、会計士試験合格者等 3名、その他 4名

6. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

これに基づき、当社と社外取締役、常勤監査役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営のグローバル化と価値観の多様化が進むなかで、企業の社会的責任を自覚し、顧客をはじめとするステークホルダーから信頼を得て、経営情報の開示（経営の透明性の確保）、経営のチェックシステム、公平で透明な競争ルール等の確立を推進し、健全かつ効率的で競争力のある企業として持続的な発展を目指すため、現在のコーポレートガバナンス体制を選択しております。

また、コーポレート・ガバナンスを一層強化し、経営の透明性を高めて企業価値の更なる向上と経営体制の強化を図るため、社外取締役1名及び社外監査役2名を選任しております。

社外取締役及び社外監査役による経営監視は、公正かつ透明性の高い企業統治を行う上で非常に重要であり、様々な専門性や知見、経験を持つ社外取締役及び社外監査役を選任し、客観的かつ中立的な経営監視機能が発揮されることで、適正な企業統治が図られるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は、可能な限り集中日を回避して開催する方針です。
その他	株主総会の実施に際し、ビジュアル化を図っております。 また、開催場所については主要駅付近とし、株主の利便性を確保しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	制定し、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2019年3月期は、個人投資家向け説明会を1回開催いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、決算期において会社説明会の開催を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に「IR情報」のサイトを設け、IRについての諸情報（決算資料・適時開示資料・有価証券報告書等）を掲載しております。 [掲載URL http://www.shiraidenshi.co.jp/]	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：企画本部 経営企画室 IR担当役員：経営企画・営業担当 常務取締役 亀井 正巳	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はインサイダー取引防止規程を定め、投資家情報の公平性、適時性の確保を図っております。また、担当者が東京証券取引所のセミナーに参加するなど、コンプライアンス遵守に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の環境マネジメントシステムは、ISO14001の認証を取得し運用しております。環境目標を定めて環境保全活動に取り組むとともに、CSRマインドの醸成や内部統制の仕組みの構築に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主／投資家だけでなく、お客様・従業員・取引先・将来の世代（地域・国際）社会をステークホルダーと認識し、「ステークホルダーとのありたい姿」を明確にして、それぞれが必要とする情報を適時開示することをステークホルダーに対する情報提供に係る方針としております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「卓越した経営」を目指して、自ら掲げた崇高な理念を追求し、社会の一員であることを自覚した責任ある企業活動を実践します。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコーポレートガバナンスの基本方針として、次の4つの項目を掲げております。

- (1) 企業理念の浸透に対する経営者のリーダーシップの発揮
- (2) 経営におけるチェックアンドバランス機能の確立
- (3) 高い倫理観に基づくコンプライアンス体制の構築
- (4) ステークホルダーへの積極的な情報開示とコミュニケーションの充実

取締役会は職務の執行が適正かつ健全に行われるために、コーポレートガバナンスの基本方針をベースとして、実効性のある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制確立に努める。また、監査役や内部監査室による監査活動を通じて、当該体制の継続的改善を図る。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告に関しては、取締役会や経営会議の議事録、稟議決裁書等を作成し、「文書管理規程」の定めるところに従い、適切に保管かつ管理していく。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスクマネジメント規程、業務分掌規程や職務権限規程、その他の社内規程に従い、各取締役が担当の分掌範囲について責任を持ってリスク管理体制を構築する。リスク管理の観点から重要事項については取締役会の決議により規程の制定、改廃を行うこととする。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回、その他必要に応じて適時開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役が出席する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係わる意思決定を機動的に行う。各業務執行の責任者は、各職務分掌に基づきプロジェクト計画で決定している施策及び業務の執行を効率的に行うとともに、目標に対しての管理、改善を行っていく。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社と当社との情報管理体制を整備する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制を整備し、定期的に取締役会・経営会議等で子会社の職務状況を監視する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定期的に取締役会・経営会議等で職務執行状況を監視する。また必要に応じて当社の主管部門が適切な指導を行う。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制・内部通報制度を整備する。また、監査役や内部監査室による監査活動を通じて、当該体制の継続的改善を図る。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上補助者を選任し、その補助者は監査役の指示がある場合はその指示に従う。

7. 当社の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の監査業務に係る使用人は取締役からの独立性を確保するため、当該補助人の人事異動及び人事考課を行う場合は、予め監査役に相談し意見を求める。

8. 当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧する。

(2) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

監査役を通報窓口として直接報告できる内部通報制度を整備する。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の内部通報制度において、内部通報者に対し不利益な取扱いを行わないことを取り決め遵守する。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行に係る費用や債務は、当社予算制度の中で一定の独立性を担保する体制を構築する。

11. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

(1) 取締役及び使用人は監査役監査に対する理解を深め、またその環境の整備に努める。

(2) 監査役と内部監査室との定期的な協議の機会を設け連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 取締役はシライ電子工業グループにおける企業活動について財務報告に関わるリスクを認識し、その分類・分析・評価を行い、有効な統制活動を構築し、推進する。

(2) 取締役は内部統制の構築及び評価を実施する組織を編成し、委員を指名する。

(3) 取締役は統制活動の有効性を評価し、その結果を適切に開示する。また、財務報告に関わる重要な不備を把握した場合、その是正に努めるとともに、適切に開示する。

(4) 取締役会は、財務報告に係る内部統制に関して、取締役を適切に監督する。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社グループは行動規範を定め、社会秩序や安全、また健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力並びに団体に対しては毅然とした態度で臨み、そのような勢力並びに団体とは一切の関わりを持たないことを基本方針とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社グループは行動規範を定め、社会秩序や安全、また健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力並びに団体に対しては毅然とした態度で臨み、そのような勢力並びに団体とは一切の関わりを持たないことを基本方針としております。

2. 整備状況

(1)企業防衛対策協議会等に参加し、定例会議に参加する他、近隣他社との情報交換に努めております。

(2)必要に応じて弁護士、警察等の社外の専門家や関係機関と連携して対応する体制を整え、警察署や関係機関で開催されるセミナー・勉強会には積極的に参加することとしております。

(3)新規取引開始時には、外部調査機関の活用及び取引金融機関・取引先等からの風評を必ず収集する体制を確立し、取引基本契約書には反社会的勢力との取引排除を謳って契約することとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現在は、買収防衛に関する具体的な取り組みは実施しておりませんが、株主及び株価の状況を常時注視しており、異常と思われる動きがある場合には、顧問弁護士及び主幹事証券会社をはじめとした顧問団よりアドバイスを受けられる体制を構築しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について、重要な会社情報は各部門の役席者を通して情報取扱責任者であるIR担当役員に報告する体制となっております。IR担当役員はIR担当部門と共に、入手した情報を適時開示規則に基づき開示の要否を検討し、開示が必要と判断した場合は、速やかに取締役会にて決議を行い、遅滞無く開示するよう努めております。

また、情報の伝達等につきましては、インサイダー取引の防止、情報の漏洩防止から、業務上必要な最低限の範囲にとどめております。

当社における会社の機関・内部統制の関係（→は報告、指示、監査等を示します。）

